

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月12日
【中間会計期間】	第28期中 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
【会社名】	イーレックス株式会社
【英訳名】	erex Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本名 均
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【電話番号】	03-3243-1167
【事務連絡者氏名】	専務取締役 角田 知紀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【電話番号】	03-3243-1167
【事務連絡者氏名】	専務取締役 角田 知紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 中間連結会計期間	第28期 中間連結会計期間	第27期
会計期間	自2024年4月1日 至2024年9月30日	自2025年4月1日 至2025年9月30日	自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高 (百万円)	83,214	86,544	171,217
税引前中間利益又は税引前利益 (百万円)	4,351	3,212	6,330
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)利益 (百万円)	1,687	1,587	2,118
親会社の所有者に帰属する 中間(当期)包括利益 (百万円)	986	2,886	4,679
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	59,685	64,921	64,144
資産合計 (百万円)	151,282	155,669	153,382
基本的1株当たり 中間(当期)利益 (円)	23.51	20.36	28.65
親会社所有者帰属持分比率 (%)	39.5	41.7	41.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,774	5,987	19,495
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,787	4,639	5,533
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,639	197	32
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	27,820	22,292	33,613

- (注) 1. 上記指標は、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）により作成された要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。
2. 当社は要約中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
3. 当社は役員報酬BIP信託が所有する当社株式を「自己株式」に含めております。したがって、基本的1株当たり中間(当期)利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、役員報酬BIP信託が所有する自己株式を控除し算定しております。
4. 希薄化後1株当たり中間(当期)利益については、潜在株式が存在しないため記載をしておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）財政状態及び経営成績の状況

経営成績に関する説明

当中間連結会計期間（2025年4月1日～2025年9月30日）における我が国経済は、地政学的リスクや貿易政策の不確実性の拡大などを背景に減速が懸念されたものの、全体としては底堅く推移しました。夏季において記録的な高温で推移した結果、電力需要は伸びたものの国内の電力供給力は確保されており、国内の電力市場価格は安値に推移しました。また、当社の事業にとって重要な脱炭素化の潮流は国内外で継続しています。

このような状況の中、当中間連結会計期間の売上高は86,544百万円（前年同期比4.0%増）、売上原価は76,827百万円（同4.9%増）、売上総利益は9,717百万円（同2.7%減）、販売費及び一般管理費は6,445百万円（同34.2%増）、営業利益は3,621百万円（同29.6%減）、税引前中間利益は3,212百万円（同26.2%減）、親会社の所有者に帰属する中間利益は1,587百万円（同5.9%減）となりました。

電力の市場価格が前年同期比低水準で推移した影響はありましたが、小売事業が社内計画を上回るペースで推移、販売電力量は増加し、売上高は増加しました。営業利益、税引前利益及び親会社の所有者に帰属する中間利益は、トレーディング事業において取引先の民事再生手続開始に伴う損失評価引当金の計上、デリバティブ資産及びデリバティブ負債の取崩しの影響がありましたが、夏季の高温による販売電力量の増加や燃料調達価格の改善により、前年同期は下回ったものの、社内計画は上回りました。

各事業別の状況につきましては、以下のとおりであります。

電力小売事業

当社グループの販売子会社であるエバーグリーン・マーケティング株式会社、エバーグリーン・リテイリング株式会社を中心として、他に株式会社沖縄ガスニューパワー、株式会社イーセルが販売を行っております。高圧分野においては、独自性の高いプランを中心とした販売への取り組みに加え、顧客からのニーズの高い市場連動プランの販売に新規代理店及び直販チャネルで注力し、販売電力量は1,471百万kWhと前年同期比24.4%増加しました。一方で、市場価格の下落に伴い販売単価が低下し、売上高は29,916百万円（前年同期比7.9%増加）となりました。低圧分野においては、2024年末の販売子会社譲渡の影響から、供給件数は257千件（前年同期比14.2%減少）、販売電力量は578百万kWh（前年同期比21.1%減少）、売上高は18,149百万円（前年同期比23.7%減少）となりましたが計画値を上回っており、Web等を通じた新規顧客獲得に積極的に取り組んだ結果、供給件数は前年度末比7.1%増加し、通期計画を既に達成しております。これらの結果、電力小売事業は社内計画を上回る進捗となりました。

電力トレーディング事業

前年度に引き続き、確定した販売量に対して適正な量と価格で都度調達する戦略を取っております。今中間期は、卸電力取引市場（JEPX）での取引は減少しましたが、他社の調達・販売をサポートする取引等の相対取引が大きく増加し、売上高は伸長いたしました。一方で、取引先の一社の民事再生手続開始に伴う損失評価引当金の計上、デリバティブ資産及びデリバティブ負債の取崩しにより、営業利益は減少いたしました。

また、JEPXでの取引、他社との相対取引及び電力デリバティブ取引など、トレーディングのノウハウを電力小売事業向けに使うことで、独自の電力小売販売プランやスキームの立案、組成にも取り組み、弊社グループの電力小売事業へ貢献いたしました。

発電事業

佐伯、豊前、大船渡、中城の各バイオマス発電所が概ね計画通り稼働いたしました。一方で、糸魚川発電所は電力市況価格等を考慮し25年度は休止し、土佐発電所は低効率かつ設備の経年化が進んでいるため運転を休止しております。

燃料事業

燃料事業については、前年同期比でPKSを前年より安価に調達できたこと、他社への販売数量が増加したことにより、売上及び利益が伸長し、概ね計画通りに推移いたしました。

海外事業

ベトナムのハウジャンバイオマス発電所 が運転を開始し、売電収入を初めて売上として計上いたしました。また、ベトナムのペレット工場において、木質ペレットの製造を2025年3月に開始しております。加えて、ベトナム北部2か所でバイオマス発電所の建設に引き続き取り組み、ビナコミニパワー社の石炭火力発電所でのバイオマス燃料の混焼試験を実施いたしました。また、カンボジアでは、2026年6月の完工に向けて水力発電所建設工事が順調に進捗しており、ダム本体の盛り立てが完了いたしました。また、バイオマス発電所及び太陽光発電のプロジェクトについても、2027年度中の運転開始に向けて開発を進めております。

当発電所は、優れた脱炭素技術等を活用し、途上国等における温室効果ガス排出量を削減する事業を実施し、測定・報告・検証(MRV)を行う事業に採択されている。途上国等における温室効果ガスの削減とともに、JCMを通じて我が国およびパートナー国の温室効果ガスの排出削減目標の達成に資することを目的とする。優れた脱炭素技術等に対する初期投資費用の2分の1を上限として補助を行う。なお、本事業はベトナム政府と日本政府の協力の下、実施されており、当発電所は、2022年7月1日付「令和4年度二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業の公募における第一回採択案件の決定について」にて公表。

財政状態に関する説明

(資産)

当中間連結会計期間末における流動資産は64,235百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,286百万円減少いたしました。これは主に営業債権及びその他の債権、棚卸資産が増加したものの、現金及び現金同等物が減少したことによるものであります。非流動資産は91,433百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,573百万円増加いたしました。これは主に有形固定資産が減少したものの、その他の金融資産(非流動)及びその他の非流動資産が増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は、155,669百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,286百万円増加いたしました。

(負債)

当中間連結会計期間末における流動負債は38,935百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,365百万円増加いたしました。これは主に未払法人所得税の減少があったものの、借入金(流動)及びその他の流動負債が増加したことによるものであります。非流動負債は43,945百万円となり、前連結会計年度末に比べ612百万円増加いたしました。これは主に引当金が減少したものの、社債及び借入金(非流動)が増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、82,880百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,978百万円増加いたしました。

(資本)

当中間連結会計期間末における資本合計は72,788百万円となり、前連結会計年度末に比べ307百万円増加いたしました。これは主に配当金の支払いによる減少があったものの、親会社の所有者に帰属する中間利益の計上により利益剰余金が増加したことによるものです。

この結果、親会社所有者帰属持分比率は41.7%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ11,320百万円減少し、22,292百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりあります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、5,987百万円（前年同期は9,774百万円の収入）となりました。主な要因は、税引前中間利益3,212百万円、減価償却費及び償却費1,905百万円等があったものの、営業債権及びその他の債権の増加（資金の減少）8,594百万円、及び法人所得税の支払い11,528百万円等が生じたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、4,639百万円（前年同期は2,787百万円の支出）となりました。主な要因は、定期預金の払戻による収入1,259百万円等があったものの、貸付けによる支出4,310百万円等が生じたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、197百万円（前年同期は1,639百万円の収入）となりました。主な要因は、長期借入れによる収入3,500百万円及び短期借入金（3ヶ月超）による収入2,812百万円等があったものの、長期借入金の返済による支出4,323百万円等が生じたことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、11百万円であります。なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	163,572,000
計	163,572,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	78,161,608	78,161,608	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	78,161,608	78,161,608	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2025年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年7月28日 (注1)	94,850	78,161,608	35	18,381	35	17,756

(注1) 2025年7月28日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての株式の発行により、発行済株式総数が94,850株、資本金及び資本準備金がそれぞれ35百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社U H P a r t n e r s 3	東京都豊島区南池袋2丁目9-9	6,643,000	8.49
DAIWA CM SINGAPORE LTD - NOMINEE	7 STRAITS VIEW MARINA ONE EAST		
HIKARITSUSHIN INVESTMENTS ASIA	TOWER, #16-05 AND #16-06 SINGAPORE	5,347,300	6.84
PTE LTD	018936		
(常任代理人 大和証券株式会社)	(東京都千代田区丸の内1丁目9番1号		
日本マスタートラスト信託銀行株式	東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂イン	4,407,100	5.63
会社 (信託口)	ターシティAIR		
JFEエンジニアリング株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目2-3	4,391,400	5.61
戸田建設株式会社	東京都中央区京橋1丁目7-1	4,391,400	5.61
KISCO株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町3丁目3番7号	4,000,976	5.11
東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2丁目2-2	3,646,500	4.66
株式会社九電工	福岡県福岡市中央区天神1丁目11番1号 ONE FUKUOKA BLDG. 1 4F	3,568,700	4.56
株式会社U H 5	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	3,543,900	4.53
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	3,434,000	4.39
計	-	43,374,276	55.43

(注) 1 . 2025年9月30日現在における日本マスタートラスト信託銀行株式会社の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

2 . 光通信株式会社及びその共同保有者 (株式会社U H P a r t n e r s 3、DAIWA CM SINGAPORE LTD - NOMINEE HIKARITSUSHIN INVESTMENTS ASIA PTE LTD (常任代理人 大和証券株式会社) 、株式会社U H 5 等) が保有する当社株式の所有議決権割合の合計が20%以上であるため、光通信株式会社は当社の「その他の関連会社」に該当しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 78,124,300	781,243	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 28,708	-	-
発行済株式総数	78,161,608	-	-
総株主の議決権	-	781,243	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式126,300株(議決権1,263個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式2株及び当社保有の自己株式28株が含まれております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
イーレックス株式会社	東京都中央区京橋二丁目2番1号	8,600	-	8,600	0.01
計	-	8,600	-	8,600	0.01

(注) なお、この他に自己株式として認識している役員報酬BIP信託が所有する当社株式が126,300株あります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年(昭和51年)大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上覧に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第5編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る要約中間連結財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【要約中間連結財務諸表】

(1) 【要約中間連結財政状態計算書】

注記	前連結会計年度 (2025年 3月31日)	当中期連結会計期間 (2025年 9月30日)		
		百万円	百万円	
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物		33,613	22,292	
営業債権及びその他の債権	13	24,462	33,053	
棚卸資産		1,675	2,706	
その他の金融資産	12,13	2,960	2,964	
未収還付法人所得税		40	-	
その他の流動資産		2,769	3,218	
流動資産合計		65,521	64,235	
非流動資産				
有形固定資産	7	35,255	33,648	
使用権資産		1,501	1,356	
のれん		708	708	
無形資産		1,488	1,449	
持分法で会計処理されている投資		9,409	9,580	
その他の金融資産	12,13	37,763	42,136	
繰延税金資産		573	555	
その他の非流動資産		1,158	1,996	
非流動資産合計		87,860	91,433	
資産合計		153,382	155,669	

注記	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		14,795	15,137
借入金	6,12	12,619	13,396
リース負債		402	416
その他の金融負債	12	257	595
未払法人所得税		1,878	1,187
引当金		1,613	1,544
その他の流動負債		6,001	6,657
流動負債合計		37,569	38,935
非流動負債			
社債及び借入金	6,12	30,720	31,598
リース負債		1,475	1,295
その他の金融負債	12,13	334	474
退職給付に係る負債		881	895
引当金		4,988	4,454
繰延税金負債		4,933	5,226
非流動負債合計		43,332	43,945
負債合計		80,901	82,880
資本			
資本金	8	18,346	18,381
資本剰余金	8	18,009	17,963
利益剰余金		15,381	16,109
自己株式		124	113
その他の資本の構成要素		12,531	12,579
親会社の所有者に帰属する持分合計		64,144	64,921
非支配持分		8,335	7,867
資本合計		72,480	72,788
負債及び資本合計		153,382	155,669

(2) 【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
		百万円	百万円
売上高	10 83,214		86,544
売上原価		73,225	76,827
売上総利益		9,989	9,717
販売費及び一般管理費		4,803	6,445
その他の収益		89	1,007
その他の費用		129	657
営業利益		5,144	3,621
金融収益		259	427
金融費用		869	819
持分法による投資損益(は損失)		182	15
税引前中間利益		4,351	3,212
法人所得税費用		1,408	1,144
中間利益		2,943	2,067
中間利益の帰属			
親会社の所有者		1,687	1,587
非支配持分		1,255	480
中間利益		2,943	2,067
1株当たり中間利益			
基本的1株当たり中間利益(円)	11 23.51		20.36
希薄化後1株当たり中間利益(円)	11 -		-

(注) 希薄化後1株当たり中間利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

【要約中間連結包括利益計算書】

注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	百万円	百万円
中間利益	2,943	2,067
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産	96	918
純損益に振り替えられることのない項目合計	96	918
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
キャッシュ・フロー・ヘッジ	565	651
在外営業活動体の換算差額	221	475
持分法適用会社におけるその他の包括利益に に対する持分	60	171
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	847	347
税引後その他の包括利益	751	1,265
中間包括利益	2,192	3,333
中間包括利益の帰属		
親会社の所有者	986	2,886
非支配持分	1,206	447
中間包括利益	2,192	3,333

(3)【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

親会社の所有者に帰属する持分

注記						その他の資本の構成要素	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2024年4月1日時点の残高	11,362	11,013	13,283	124	167	10,970	
中間利益	-	-	1,687	-	-	-	
その他の包括利益	-	-	-	-	252	545	
中間包括利益合計	-	-	1,687	-	252	545	
新株の発行	8	5,928	5,898	-	-	-	-
配当金	-	-	-	-	-	-	-
株式報酬取引	16	9	-	-	-	-	-
非金融資産等への振替	-	-	-	-	-	-	1,257
支配継続子会社に対する	-	-	-	-	-	-	-
持分変動	-	-	-	-	-	-	-
その他の資本の構成要素	-	-	9	-	-	-	-
から利益剰余金への振替	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計	5,944	5,908	9	-	-	-	1,257
2024年9月30日時点の残高	17,307	16,921	14,961	124	85	9,167	

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素					非支配持分	資本合計
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計	合計	合計	合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		
2024年4月1日時点の残高	1,431	12,568	48,104	7,497	55,601		
中間利益	-	-	1,687	1,255	2,943		
その他の包括利益	96	701	701	49	751		
中間包括利益合計	96	701	986	1,206	2,192		
新株の発行	8	-	11,826	-	11,826		
配当金	-	-	-	170	170		
株式報酬取引	-	-	25	-	25		
非金融資産等への振替	-	1,257	1,257	-	1,257		
支配継続子会社に対する	-	-	-	91	91		
持分変動	-	-	-	-	-		
その他の資本の構成要素	9	9	-	-	-		
から利益剰余金への振替	-	-	-	-	-		
自己株式の処分	-	-	-	-	-		
その他	-	-	-	-	-		
所有者との取引額合計	9	1,248	10,594	78	10,516		
2024年9月30日時点の残高	1,536	10,618	59,685	8,624	68,310		

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2025年4月1日時点の残高	18,346	18,009	15,381	124	197	10,307
中間利益	-	-	1,587	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	279	660
中間包括利益合計	-	-	1,587	-	279	660
新株の発行	-	-	-	-	-	-
配当金	9	-	858	-	-	-
株式報酬取引	35	45	-	-	-	-
非金融資産等への振替	-	-	-	-	-	1,251
支配継続子会社に対する	-	-	-	-	-	-
持分変動	-	-	-	-	-	-
その他の資本の構成要素	-	-	-	-	-	-
から利益剰余金への振替	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	10	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計	35	45	858	10	-	1,251
2025年9月30日時点の残高	18,381	17,963	16,109	113	82	9,716

親会社の所有者に帰属する持分

その他の資本の構成要素

注記	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計	非支配持分		資本合計
			百万円	百万円	
2025年4月1日時点の残高	2,027	12,531	64,144	8,335	72,480
中間利益	-	-	1,587	480	2,067
その他の包括利益	918	1,298	1,298	33	1,265
中間包括利益合計	918	1,298	2,886	447	3,333
新株の発行	-	-	-	-	-
配当金	9	-	858	909	1,768
株式報酬取引	-	-	10	-	10
非金融資産等への振替	-	1,251	1,251	-	1,251
支配継続子会社に対する	-	-	-	-	-
持分変動	-	-	-	-	-
その他の資本の構成要素	-	-	-	-	-
から利益剰余金への振替	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	10	-	10
その他	-	-	-	6	6
所有者との取引額合計	-	1,251	2,109	916	3,025
2025年9月30日時点の残高	2,946	12,579	64,921	7,867	72,788

(4) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間利益	4,351	3,212
減価償却費及び償却費	1,815	1,905
金融収益	259	427
金融費用	921	784
持分法による投資損益(は益)	182	15
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)	5,795	8,594
棚卸資産の増減額(は増加)	791	1,036
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)	58	354
未収消費税等の増減額(は増加)	4,311	326
その他	3,006	816
小計	9,267	4,275
利息の受取額	306	70
配当金の受取額	37	56
利息の支払額	411	324
法人所得税の還付額	2,367	14
法人所得税の支払額	1,793	1,528
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,774	5,987
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	2,087	1,259
定期預金の預入による支出	1,343	262
有形固定資産の取得による支出	3,393	281
無形資産の取得による支出	65	125
投資有価証券の取得による支出	-	496
投資の取得による支出	386	424
貸付けによる支出	1	4,310
その他	315	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,787	4,639
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金(3ヶ月以内)の純増減額	7,527	103
短期借入れ(3ヶ月超)による収入	312	2,812
短期借入金(3ヶ月超)の返済による支出	1,000	313
長期借入れによる収入	-	3,500
長期借入金の返済による支出	1,663	4,323
リース負債の返済による支出	208	206
新株の発行による収入	11,814	-
配当金の支払額	-	858
非支配持分への配当金の支払額	170	909
非支配持分からの払込による収入	91	-
その他	9	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,639	197
現金及び現金同等物に係る換算差額	476	496
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,149	11,320
現金及び現金同等物の期首残高	19,670	33,613
現金及び現金同等物の中間期末残高	27,820	22,292

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

イーレックス株式会社(以下「当社」という。)は、日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所は当社のウェブサイト (<https://www.erex.co.jp/>) で開示しております。2025年9月30日に終了する要約中間連結財務諸表は、当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)、並びに当社の関連会社及び共同支配企業に対する持分より構成されております。

当社グループは、電力事業を主な事業としております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年(昭和51年)大蔵省令第28号)第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約中間連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

本要約中間連結財務諸表は、2025年11月12日に代表取締役社長 本名均及び専務取締役 角田知紀によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約中間連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨および表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要性がある会計方針

当社グループが要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当中間連結会計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積りおよび見積りを伴う判断

要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

以下に記載する会計上の見積り変更を除き、要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

(資産除去債務の見積りの変更)

当中間連結会計期間において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

これにより、従来の方法と比べて、当中間連結会計期間の営業利益、税引前中間利益がそれぞれ576百万円増加しております。

5. セグメント情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当社グループは、電力事業を主な事業とする単一セグメントであるため、報告セグメント別の記載は省略しております。

6. 借入金

財務制限条項

前連結会計年度（2025年3月31日）

(1) 当社の子会社である沖縄うるまニューエナジー株式会社の株式会社三井住友銀行を主幹事とするコミット型シンジケートローン契約（2025年3月31日現在の借入残高3,353百万円）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。なお、及びについては日本基準を基礎として算出された財務数値、及びについてはIFRSを基礎として算出された財務数値に対して財務制限条項が付されております。

2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

2019年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

保証人であるイーレックス株式会社の2025年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される税引前損益から当該事業年度末日における日本基準上の特別損益相当額（）を控除（特別損益相当額（）の値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。）した金額を負の値としないこと。

保証人であるイーレックス株式会社の2025年3月期末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額からキャッシュ・フロー・ヘッジを控除（値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。以下同じ。）した金額を、（）2017年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除（値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。以下同じ。）した合計金額の75%に相当する金額、又は（）2024年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持し、2026年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額からキャッシュ・フロー・ヘッジを控除した合計金額を、（）2017年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額、又は（）直近の事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額からキャッシュ・フロー・ヘッジを控除した合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(2) 当社の子会社である沖縄うるまニューエナジー株式会社の三井住友ファイナンス＆リース株式会社を主幹事とするコミット型タームローン契約（2025年3月31日現在の借入残高902百万円）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。なお、及びについては日本基準を基礎として算出された財務数値、及びについてはIFRSを基礎として算出された財務数値に対して財務制限条項が付されております。

2025年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日におけるスポンサーを親会社とし借入人を連結子会社に含む連結損益計算書（以下、単に「連結損益計算書」という。）に記載される税引前損益から当該事業年度末日における日本基準上の特別損益相当額（）を控除（特別損益相当額（）の値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。）した金額を負の値としないこと。

2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

2025年3月期末日におけるスポンサーを親会社とし借入人を連結子会社に含む連結財政状態計算書（以下、単に「連結財政状態計算書」という。）に記載される資本の合計金額から、2018年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除（値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。以下同じ。）した金額を、（）2017年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額、又は（）2024年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持し、2026年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額から、2018年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除した合計金額を、（）2017年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額、又は（）直近の事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額から、キャッシュ・フロー・ヘッジを控除した合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2019年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%

に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(3) 当社の株式会社みずほ銀行との金銭消費貸借契約（2025年3月31日現在の借入残高100百万円）には、IFRSを基礎として算出された財務数値に対し以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2024年3月決算期以降に到来する決算期について、各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本の金額を2020年3月決算期末日における日本基準上の連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日または第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

2024年3月決算期以降に到来する決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される税引前損益から当該事業年度末日における日本基準上の特別損益相当額（）を控除した金額及び当期損益が2期連続して損失とならないようすること。

(4) 当社の株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に基づく融資特約書（2025年3月31日現在の借入残高672百万円）には、IFRSを基礎として算出された財務数値に対し以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2024年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における債務者の連結の損益計算書において、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した金額・当期純損益について2期連続して損失を計上しないこと。

特別損益相当額

特別利益科目：借入人の各事業年度末日における連結損益計算書に記載されるその他の収益及び金融収益のうち、固定資産売却益、抱合せ株式消滅差益、関係会社株式売却益及び保険積立金解約益をいう。

特別損失科目：借入人の各事業年度末日における連結損益計算書に記載されるその他の費用及び金融費用のうち、固定資産売却損、固定資産除却損、減損損失、関係会社株式評価損、災害損失及び損害賠償金をいう。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(1) 当社の子会社である沖縄うるまニューエナジー株式会社の株式会社三井住友銀行を主幹事とするコミット型シンジケートローン契約（2025年9月30日現在の借入残高3,095百万円）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。なお、（）及び（）については日本基準を基礎として算出された財務数値、（）及び（）についてはIFRSを基礎として算出された財務数値に対して財務制限条項が付されております。

2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

2019年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

保証人であるイーレックス株式会社の2025年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される税引前損益から当該事業年度末日における日本基準上の特別損益相当額（）を控除（特別損益相当額（）の値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。）した金額を負の値としないこと。

保証人であるイーレックス株式会社の2025年3月期末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額からキャッシュ・フロー・ヘッジを控除（値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。以下同じ。）した金額を、（）2017年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除（値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。以下同じ。）した合計金額の75%に相当する金額、又は（）2024年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持し、2026年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額からキャッシュ・フロー・ヘッジを控除した合計金額を、（）2017年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額、又は（）直近の事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額からキャッシュ・フロー・ヘッジを控除した合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(2) 当社の子会社である沖縄うるまニューエナジー株式会社の三井住友ファイナンス＆リース株式会社を主幹事とするコミット型タームローン契約（2025年9月30日現在の借入残高830百万円）には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性が

あります。なお、及び については日本基準を基礎として算出された財務数値、及び についてはIFRSを基礎として算出された財務数値に対して財務制限条項が付されております。

2025年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日におけるスポンサーを親会社とし借入人を連結子会社に含む連結損益計算書（以下、単に「連結損益計算書」という。）に記載される税引前損益から当該事業年度末日における日本基準上の特別損益相当額（ ）を控除（特別損益相当額（ ）の値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。）した金額を負の値としないこと。

2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。

2025年3月期末日におけるスポンサーを親会社とし借入人を連結子会社に含む連結財政状態計算書（以下、単に「連結財政状態計算書」という。）に記載される資本の合計金額から、2018年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除（値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。以下同じ。）した金額を、（ ）2017年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額、又は（ ）2024年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持し、2026年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額から、2018年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除した合計金額を、（ ）2017年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額、又は（ ）直近の事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額から、キャッシュ・フロー・ヘッジを控除した合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

2019年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

（3）当社の株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に基づく融資特約書（2025年9月30日現在の借入残高669百万円）には、IFRSを基礎として算出された財務数値に対し以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2024年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における債務者の連結の損益計算書において、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した金額・当期純損益について2期連続して損失を計上しないこと。

特別損益相当額

特別利益科目：借入人の各事業年度末日における連結損益計算書に記載されるその他の収益及び金融収益のうち、固定資産売却益、抱合せ株式消滅差益、関係会社株式売却益及び保険積立金解約益をいう。

特別損失科目：借入人の各事業年度末日における連結損益計算書に記載されるその他の費用及び金融費用のうち、固定資産売却損、固定資産除却損、減損損失、関係会社株式評価損、災害損失及び損害賠償金をいう。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、財務制限条項に抵触するような事象はありません。当該条項への準拠を確保するために、財務制限条項は財務部によりモニタリングされ経営陣に報告されています。

7. 有形固定資産

有形固定資産の取得の金額は、前中間連結会計期間において、3,151百万円あります。当中間連結会計期間において、重要なものはありません。

有形固定資産の取得に係るコミットメントは、前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末において、重要なものはありません。

8. 資本及びその他の資本項目

前中間連結会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

当社は、2024年 5月10日開催の取締役会において、JFEエンジニアリング株式会社、戸田建設株式会社、株式会社九電工、三井住友ファイナンス＆リース株式会社を割当先として、第三者割当の方法による新株の発行を決議し、2024年 5月30日付で全ての払込手続が完了しております。

この結果、前中間連結会計期間において、資本金が5,928百万円、資本剰余金が5,898百万円それぞれ増加しております。なお、新株の発行に係る直接発行費用29百万円（税効果考慮後）を資本剰余金から控除しております。

当中間連結会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

9. 配当金

配当金に関する事項は以下のとおりであります。

前中間連結会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 6月24日 定時株主総会	普通株式	858	11.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

（注）配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」の信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

10. 売上高

当社グループは、電力事業を主な事業とする単一セグメントであり、主要なサービスの種類から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
	百万円	百万円
電力小売	49,389	46,911
電力卸売	24,807	28,269
その他	9,017	11,363
合計	83,214	86,544

(注) 顧客との契約から生じる収益以外の収益については、重要性がないため区分せず「顧客との契約から生じる収益」に含めて記載しております。

電力小売事業 :

電力小売事業においては、顧客との電力需給契約を締結しており、契約期間における継続的な電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費することから、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて売上高を認識しております。

当事業は、検針によって顧客の消費電力量を把握し、当該消費電力量に基づき顧客に請求を行うとともに売上を計上しております。しかしながら、検針日と決算日は必ずしも一致していないため、検針日から決算日までの間の顧客の消費電力量を一般送配電事業者から入手し、当該消費電力量情報や電力量単価情報に基づいて売上を計上しております。

売上高は、顧客と締結した契約内容において約束された対価及び燃料費調整額等を考慮した金額で測定しております。対価は、電力の供給から1年以内のため、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と顧客との間に重要な返金に係る契約はありません。

電力の供給に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の充足に応じて段階的に受領しております。

電力卸売事業 :

電力卸売事業のうち相対取引においては、顧客と電力受給契約を締結しており、当該契約に基づく電力の供給を履行義務として識別しております。電力受給契約書における引渡しの条件を勘案した結果、電力に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは電力の供給の時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

売上高は、顧客と締結した電力受給契約書において約束された対価から燃料費調整額等を考慮した金額で測定しております。対価は、電力の供給と同時に受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と顧客との間に重要な返金に係る契約はありません。

電力の供給に関する取引の対価は、電力の供給後、概ね1ヶ月以内に受領しております。

また、電力卸売事業のうち卸電力取引所への販売においては、卸電力取引所と約定した約定量の電力の供給を履行義務として識別しております。電力に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは電力の供給時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

売上高は、約束された対価から燃料費調整額等を考慮した金額で測定しております。対価は、電力の供給と同時に受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と卸電力取引所との間に重要な返金に係る契約はありません。

電力の供給に関する取引の対価は、電力の供給後、約定通知が行われた日から起算して概ね2金融機関営業日以内に受領しております。

その他事業 :

その他事業においては、顧客と燃料売買契約を締結しており、燃料の引渡しを履行義務として識別しております。燃料売買契約書における引渡しの条件を勘案した結果、燃料に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは燃料の引渡し時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

売上高は、顧客と締結した燃料売買契約書において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。対価は、燃料の引渡しと同時に受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と顧客との間に重要な返金に係る契約はありません。

燃料の引渡しに関する取引の対価は、燃料の引渡し後、概ね1ヶ月以内に受領しております。

11. 1株当たり利益

基本的1株当たり中間利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
親会社の所有者に帰属する中間利益（百万円）	1,687	1,587
発行済普通株式の加重平均株式数（株）	71,771,135	77,975,392
基本的1株当たり中間利益（円）	23.51	20.36

(注) 1. 基本的1株当たり中間利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、役員報酬BIP信託が所有する自己株式を控除し算定しております。

(前中間連結会計期間138,586株、当中間連結会計期間126,302株)

2. 希薄化後1株当たり中間利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

12. 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

関係会社長期貸付金は、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。

出資金、出資申込金及び非上場株式の公正価値については、主として純資産に基づく評価モデルにより算定しております。

敷金及び保証金については、将来キャッシュ・フローを、期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブは、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(社債及び借入金)

短期借入金は、短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

社債及び長期借入金のうち固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(2) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、公正価値と帳簿価額が極めて近似している金融商品については、以下の表に含めていません。

(単位 : 百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当中間連結会計期間 (2025年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
資産 :				
償却原価で測定する金融資産				
関係会社長期貸付金	8,898	9,005	13,258	13,332
敷金及び保証金	2,919	2,909	2,936	2,927
合計	11,818	11,914	16,194	16,259
負債 :				
償却原価で測定する金融負債				
社債	10,970	10,764	10,975	10,800
長期借入金	25,690	24,996	24,738	23,993
合計	36,661	35,761	35,713	34,793

(注) 長期借入金には、1年以内に返済予定の残高を含めてあります。

社債及び長期借入金の公正価値はレベル2に分類しております。関係会社長期貸付金、敷金及び保証金の公正価値はレベル3に分類しております。

(3) 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

前連結会計年度 (2025年 3月31日)

(単位 : 百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
資産 :				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
デリバティブ				
ヘッジ会計を適用しているもの	-	12,350	-	12,350
ヘッジ会計を適用していないもの	-	312	-	312
その他	-	45	8	53
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	3,615	-	-	3,615
出資金	-	-	3,113	3,113
出資申込金	-	-	6,843	6,843
合計	3,615	12,709	9,965	26,290
負債 :				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
デリバティブ				
ヘッジ会計を適用しているもの	-	76	-	76
ヘッジ会計を適用していないもの	-	252	-	252
合計	-	328	-	328

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
デリバティブ				
ヘッジ会計を適用しているもの	-	11,735	-	11,735
ヘッジ会計を適用していないもの	-	38	-	38
その他	-	59	8	67
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	4,325	-	496	4,822
出資金	-	-	4,148	4,148
出資申込金	-	-	6,810	6,810
合計	4,325	11,832	11,464	27,623
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
デリバティブ				
ヘッジ会計を適用しているもの	-	211	-	211
ヘッジ会計を適用していないもの	-	598	-	598
合計	-	809	-	809

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識することとしております。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

（4）評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、経理部責任者により承認された評価方針及び手続に従い、適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は経理部責任者によりレビューされ、承認されております。

（5）レベル3に分類された金融商品に関する情報

レベル3に分類されている金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合、前連結会計年度及び当中間連結会計期間における著しい公正価値の変動は見込まれておりません。

(6) レベル3に分類された公正価値で測定する金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された公正価値で測定する金融商品の期首から期末までの変動は、以下のとおりであります。

(単位 : 百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	8,788	9,965
利得及び損失合計	645	579
純損益(注)1	3	1
その他の包括利益(注)2	641	577
購入	386	921
売却・償還	4	1
その他	263	-
期末残高	9,552	11,464

(注) 1. 要約中間連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

2. 要約中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれております。

13. 金融資産の減損

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

重要な取引はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

当社の取引先であるエネットレード株式会社が、2025年10月9日付けで民事再生手続開始の申し立てを行ったことを受け、同社に対する営業債権及びその他の債権について、当中間連結会計期間の末日時点で信用減損が発生していたものと判断いたしました。そのため、当中間連結会計期間末において、同社に対する営業債権及びその他の債権1,003百万円から同社に対する営業債務及びその他の債務470百万円を差し引いた金額である533百万円を信用減損金融資産に分類し、これに損失評価引当金を計上しております。また、同社との間で締結しておりました電力差金決済契約の未履行部分のデリバティブ評価として計上していたデリバティブ資産(その他の金融資産)566百万円及びデリバティブ負債(その他の金融負債)6百万円についても、当中間連結会計期間末においてそれらを取り崩しています。

上記以外に重要な取引はありません。

14. 関連当事者

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

前々連結会計年度末に計上しておりました当社の関連会社であるSPHP CO.,PTE.LTD.に対する短期貸付金3,227百万円は、同社からの要請に基づき返済期限を見直した結果、2024年4月に貸付金契約の変更契約書を締結しており、長期貸付金に振り替えております。前中間連結会計期間末における同社に対する長期貸付金の残高は3,398百万円であります。なお、当該債権に損失評価引当金は設定しておりません。

上記以外に重要な取引はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

重要な取引はありません。

15. 後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月12日

イーレックス株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善場秀明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平岡伸也
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイーレックス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び要約中間連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、イーレックス株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。